平成２５年（フ）第１１４７号
広島市佐伯区八幡東１丁目29番２－７号
破産者　髙市早百合
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４９号
広島市佐伯区杉並台33番地15
破産者　無然思（ｍｕ－ｓａ－ｓｈｉ）こと宮本　雅伸
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１７号
熊本県宇城市豊野町上郷1788番地
破産者　石原　　收
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８号
北海道白老郡白老町字北吉原168番地198
破産者　高山　英一
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
北海道室蘭市絵鞆町３丁目１番39号
破産者　竹田　克則
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
釧路市白金町９番16号
破産者　戸田　昭子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
釧路市春採７丁目17番９号
破産者　杉森　一男
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６号
釧路市芦野５丁目22番21号
破産者　岸上　忠司
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６９号
福島県田村市船引町東部台５丁目173番地
リアンコリーヌ202号室、前住所福島県郡山市喜久田町字寺久保27番地の25
破産者　安藤　広高
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
静岡県伊東市宇佐美3629番地の39
破産者　戸丸　幸一
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８８号
長野県佐久市中込214番地１　リバーストーンⅡ211、申立時の住所長野県佐久市中込３丁目11番地６　ウイングアール202
破産者　森泉　信秀
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第８４号
静岡県伊豆の国市古奈1107番地の６　Ｋ・ＩコーポⅡ２号
破産者　小泉　俊也
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５４号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地７棟402号、申立時の住所京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目１番地16
破産者　古川　良宏
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７００号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字尻江５番地13
破産者　青谷　　清
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６３号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日518号室、前住所京都府長岡京市長法寺北畠20番地21
破産者　玉城　教安
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３４号
山口県美祢市秋芳町秋吉3447番地４
破産者　斉藤　幸子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
香川県丸亀市西本町２丁目１番17―103号本町ハイツ
破産者　本田多可志
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第３５３号
高知市布師田1664番地５、開始決定時の住所高知市一宮西町４丁目23番20号
破産者　橋詰　伸一
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係